



報道機関 各位

記者発表資料
令和4年11月25日(金)
問い合わせ先：生活福祉課
課長：吉田
担当：自立支援係 田中
保護係 白鳥
電話：829-1846
内線：3028、3020

年末年始に一時宿泊場所を提供します

さいたま市では、新型コロナウイルス感染症の影響等により、経済的に困窮して住まいを失った方等に対し、年末年始の一時的な宿泊場所を提供します。

市内で生活し、居所が理由で年越しに不安がある方は、下記の相談窓口までご相談ください。

記

1 年末年始の宿泊場所の利用に関する相談窓口

- (1) 日 時：令和4年12月27日(火)、28日(水) 9時から16時まで
- (2) 場 所：各区福祉課 福祉まるごと相談窓口

2 支援内容

- (1) お困りの状況をお聴きし、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等に関する制度案内、相談対応を行います。
- (2) 住まいを失い、一時的な宿泊場所を必要とする方には、生活困窮者自立支援制度に基づき、宿泊場所の提供を行います。
- (3) 食事にお困りの方には、フードバンクから提供いただいた食料品を用意しています。

※宿泊場所や食料品等には、提供可能な数に限りがあります。

3 その他

各区福祉課（福祉事務所及び福祉まるごと相談窓口）では、年末年始に緊急対応が必要な方に迅速に対応できるよう、連絡体制を確保しますが、今現在、生活や資金、住まいにお困りの方は上記1（1）の日時によらず、できるだけ早目にご相談ください。

福祉まるごと相談窓口の詳細は市ホームページをご覧ください。

★市ホームページ 「福祉まるごと相談窓口のご案内」

URL : <https://www.city.saitama.jp/002/003/002/p088576.html>

さいたま市 福祉まるごと



QRコード

